

令和8年度
与那原町スポーツツーリズム構築委託業務仕様書

1.業務委託名

与那原町スポーツツーリズム構築委託業務

2.業務目的

本町は朝日が昇るエリアであり、海岸線に面している風光明媚な景色を有しており、健康やスポーツとの親和性が高い。地域特性を活かしたスポーツツーリズムを推進することで、スポーツ合宿の利用者や関連した来訪者の増加及び町民との交流機会の創出を図り、スポーツを活用した新たなまちづくりを推進していくため本事業を実施する。

また、本業務は、スポーツ合宿等の誘致活動の実施（実践）と、その成果及び過程を通じて得られる知見の収集・分析（検証）を一体的に行い、本町における将来的なスポーツ合宿誘致ビジョンの構築に資する基礎資料の整備を目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日～令和9年2月26日（金）まで

4.業務内容

（1）誘致に向けた打ち合わせ

合宿等の誘致に向け、発注者の求めに応じて適宜打ち合わせを行う。

（2）県外からの合宿又はプロ選手の自主トレ等の誘致

与那原町域内へ県外からのスポーツ合宿又はプロ選手の自主トレを誘致する。（誘致に要する営業及び宿泊先、練習場所等の手配、合宿時のチームフォロー、合宿案件に向けたマスコミ手配等の手続き関係一切を行うものとする。）

①誘致場所の選定

与那原町域内（以下「町域内」という。）とする。※宿泊先は町域内とし、練習場所等についてはできるだけ、町域内だが、場所がない場合等については町域外でも可とする。

②誘致回数

年間3件以上とする。

※本業務は、単なる誘致件数の確保ではなく、継続的な来訪及び地域波及効果が見込まれる団体の獲得を重視し、「選択と集中」による戦略的な誘致活動を行うものとする。

③誘致するスポーツ

本事業においては、これまでの誘致実績及び検証結果を踏まえ、本町の地域特性と親和性が高く、継続的な受入れが見込まれるスポーツ種目・団体区分を重点対象として設定するものとする。

重点対象は以下を基本とする。

- ア. 屋外環境を活用した持久系競技 1 件以上
(例：陸上中長距離、トライアスロン、サイクリング 等)
- イ. 団体競技における育成世代 1 件以上
(高校・大学・実業団の強化合宿)
- ウ. プロ・トップアスリートの自主トレーニング 1 件以上
(少人数・高付加価値型)

なお、誘致活動は上記重点分野を中心に行い、単なる件数確保ではなく、継続的な来訪及び地域波及効果が見込まれる団体の獲得を目的とする。

④誘致団体要件

本事業において誘致する団体については、単なる合宿実施に留まらず、本町の地域特性を活かしたスポーツツーリズムの推進及び将来構想の検討に資するものとし、以下の要件を満たすものとする。

- ア 第 15 条 (2) ③に定める重点対象競技又はそれに準ずる特性を有するものであること。
- イ 一定期間以上の滞在が見込まれること (目安として3泊4日以上) とし、短期間の滞在に偏らないこと。
- ウ 与那原町域内の小学校及び中学校等を含む地域との交流 (体験交流、技術指導、講話等) を実施できること。
- エ 本町における継続的な利用又は将来的な誘致拡大が見込まれる団体であること。

⑤誘致に係る経費の取扱い

誘致に係る経費については、本事業が将来構想の検討及び戦略的知見の蓄積を主目的とするものであることを踏まえ、過度な経費投入による誘致とならないよう、以下のとおり上限を定めるものとする。

- ア 誘致に係る経費の総額は、年間3件合計で60万円 (税込) を上限とする。
- イ 誘致にあたっては、滞在期間、地域との交流機会及び町内消費等を踏まえ、総合的な事業効果の確保に配慮すること。

※スポーツ合宿支援助成金の活用

本町においては、県外からのスポーツ合宿の誘致を促進するため、「与那原町スポーツ合宿支援助成金交付要綱」に基づく助成制度を設けている。

受託者は、誘致活動にあたって当該助成制度を効果的に活用し、対象団体に対して制度の周知及び申請支援を行うものとする。

なお、助成内容の概要は以下のとおりとする。

- ・対象：県外団体によるスポーツ合宿
- ・要件：3泊4日以上かつ延べ宿泊数15泊以上 等
- ・助成額：延べ宿泊者数×1,000円 (上限10万円/回)

(3) 誘致団体受入れ後の検証

(2) において誘致調整を行った団体 (誘致に至らなかった団体も含む) へ今後のスポーツツーリズム

ム推進を目的※としたアンケートを実施する。

※本業務においては、スポーツツーリズムに関する専門的知見を有する業務受託者の知見を活用し、本町における合宿受入が可能なスポーツ種目の可能性を調査するとともに、実際の誘致活動及び合宿実施を通じて検証を行うものとする。

(4) 報告書の作成及びデータ分析

本業務の実施内容及び成果について報告書を作成するものとする。なお、作成にあたっては、スポーツ合宿の受入実績、事業評価及び将来構想の検討に資するデータを収集・整理の上、定量・定性の両面から分析を行い、単なる実績の記録に留まらず、考察及び提言を含む内容とすること。

① 現状分析（受入実績及び事業評価）

合宿受入実績、誘致団体の満足度及び受入環境等に関するデータを一体的に分析し、本町の強み及び課題を明らかにすること。

ア 誘致団体数、参加人数、延べ宿泊数、実施競技種目、合宿期間及び時期並びに町内消費額の推計

イ 誘致団体（選手・指導者）の満足度、再訪意向及び選定理由並びに本町の強み・弱みの整理（自由記述を含む）

ウ 施設及び宿泊環境の評価並びに受入体制の現状及び課題の整理

エ 交流実施状況及び教育的効果（人材育成・意識変容等）に関する基礎的整理（アンケート及びヒアリング結果を含む）

② 将来構想に資する分析及び提言

前号の分析結果を踏まえ、本町の優位性の確立、地域ブランドの形成及び持続可能な受入体制の構築に向けた将来構想を検討し、令和9年度以降の事業スキーム構築に資する具体的かつ実現可能な提言を行うこと。

ア リピーター率及び継続利用意向の分析並びに誘致可能性のある競技種目及びターゲット層の整理

イ 合宿地選定における重視要素及び本町の評価・イメージの分析

ウ 本町の優位性及び課題を明確化した上での誘致戦略及びブランド形成の方向性の整理

エ 持続可能な受入体制の構築に向けた課題及び官民連携の在り方の検討

5.対象外経費

本事業においては沖縄振興特別推進交付金の交付要綱に基づき、下記の経費を対象外とする。なお、これらに該当する経費が生じた場合は、業務受託者の責任において対応するものとする。

- (1) 個人・法人の資産形成を目的とする支出
- (2) 飲食・懇親を主目的とする支出
- (3) 寄付金、政治・宗教活動に係る費用

6.成果品

業務内容の他、以下に示す成果品を発注者が別途指示する時期に提出し、各成果品の表題、及び体裁については別途発注者の指示を受けることとする。

- (1) 実施報告書…………… 2 部
- (2) 上記報告書の電子データ (CD-R又はUSB) …… 1 式

7.その他留意事項

(1) 関係法令等の遵守

本業務は、本仕様書に定めるもののほか、下記の関係法令等を遵守のうえ実施するものとする。

- ① 与那原町諸条例、規則
- ② その他関係する法律・政令・省令・通達等によるものとする。

(2) 関係書類の提出

業務受託者は、契約締結後 7 日以内に着手届、管理責任者届（主任担当者含む）、作業工程表、発注者が必要とみなした書類を提出するものとする。

(3) 雑 則

本仕様書に明記されていない事項については、発注者と協議の上、決定しなければならない。